

『総合調査 平和構築支援の課題』刊行にあたって

調査及び立法考査局長

松 橋 和 夫

過去数十年にわたって国際関係を大きく規定してきた東西冷戦が、20世紀末に終結したあとも、世界には地域紛争や内戦があとを絶たない。さらに、絶え間ない紛争は、経済発展どころか、自国民の保護すら行なわない統治能力を欠いた破綻国家を生んだ。破綻国家は、難民流出等によって新たな地域紛争の原因となったり、国際テロリストや国際犯罪組織の温床を提供したりすることで、国際的な安全保障にも重大な影響を及ぼすことになっている。

紛争と破綻国家の連鎖を断ち切り、紛争後に、永続的な平和のゆるぎない基盤を構築する平和構築が、人道上からも国際安全保障の上からも必要であるという認識が、国際社会に広まっている。日本政府も、平成15（2003）年8月の新しい政府開発援助（ODA）大綱の決定に際して、「平和の構築」を旧ODA大綱見直し後の主要な課題の1つと位置づけて、国際的な平和構築努力に積極的に取り組んでいる。

第2次世界大戦後の廃墟と混乱の中で、日本は、連合国による非軍事化と民主化をめざした諸改革によって国内の制度改革を進めて、その後の経済発展の基礎を築いた。紛争後の平和構築支援にあたっては、こうした我が国の経験が活用できる可能性もあるかもしれない。

いずれにしても、紛争後の地域に平和構築支援を行なうとすれば、それは治安の回復に始まり、民主的な諸制度の整備、各種の社会・経済インフラの整備、教育等を通じた戦後和解の推進など広範な支援領域が考えられよう。このような総合的な性質をもつ平和構築支援に関する課題を検討するために、調査及び立法考査局では、平成18年1月に総合調査「平和の定着」プロジェクトを立ち上げて、約1年にわたって調査を行なってきた。本号「平和構築支援の課題」は、その調査成果をとりまとめたものである。

本号が、国会における平和構築に関する論議の一助となれば幸いである。